

防大教第127号
昭和59年2月27日

各 部 長
学術情報センター長 殿
各 学 群 長

防 衛 大 学 校 長

共同利用器材の管理及び運営について（通達）

改正	昭和60年4月1日防大教第230号	昭和61年4月1日防大教第245号
	昭和62年4月6日防大教第284号	昭和63年4月1日防大教第271号
	平成元年4月3日防大教第306号	平成3年4月3日防大教第359号
	平成4年1月27日防大教第56号	平成5年4月1日防大教第341号
	平成5年4月1日防大教第343号	平成6年3月29日防大教第309号
	平成7年3月30日防大教第335号	平成8年3月19日防大教第234号
	平成9年3月26日防大教第267号	平成10年4月1日防大教第386号
	平成11年3月11日防大教第243号	平成12年4月1日防大教第339号
	平成13年5月15日防大教第557号	平成14年4月16日防大教第488号
	平成16年5月12日防大教第595号	平成17年4月1日防大教第520号
	平成18年4月3日防大教第458号	平成19年1月9日防大教第7号
	平成19年3月30日防大教第522号	平成20年4月1日防大教第510号
	平成21年3月31日防大教第541号	平成26年3月28日防大教第407号
	令和2年3月30日防大教第533号	

標記について、下記のとおり定めたので通達する。

なお、防大教第25号(53.1.18)、防大教第263(58.4.28)、防大教第889号(56.12.15)及び防大教第331号(58.5.10)は廃止する。

記

1 趣旨

この通達は、防衛大学校(以下「大学校」という。)における研究及び実験に必要な器材を共同して利用するために、必要な事項を定めるものとする。

2 室の設置

大学校に、次に掲げる室を置く。

- (1) 微視状態分析室
- (2) 粉粒体物性測定室
- (3) 極低温実験室
- (4) 同位体測定質量分析室
- (5) 微細構造素子製作実験室

- (6) 高レイノルズ数気流実験室
- (7) 赤外分光測定室
- (8) 動力学実験室
- (9) 新素材実験室
- (10) レーザー総合実験室
- (11) 水槽実験システム室
- (12) 画像データ処理室
- (13) ビークルダイナミックス実験室
- (14) テレオペレーション実験室
- (15) 高感度化学分析装置室
- (16) 広帯域電波測定解析室
- (17) 構造物性評価室
- (18) 超高分解能結晶構造解析室
- (19) ドップラーレーダー室
- (20) 移動体操縦模擬装置室
- (21) X線解析装置室
- (22) ナノマテリアル設計評価室
- (23) 表面原子分子計測室
- (24) 固体化学構造解析室
- (25) 微細構造体加工・性能評価室
- (26) 2段式超高速弾道試験装置室
- (27) 微小領域結晶方位解析システム室
- (28) 遺伝情報解析室
- (29) テラヘルツ波測定室
- (30) 先端3次元デザイン室

3 室の業務

室においては、次に掲げる業務を行う。

ただし、極低温実験室においては、各号に掲げるもののほか、液体ヘリウムの製造供給及び液体窒素の補給並びに、その高圧ガス設備の保安管理に関することを行う。

- (1) 器材の維持管理及び運用に関すること。
- (2) 器材の調査及び改善に関すること。
- (3) 室の庶務に関すること。

4 室長等

- (1) 室に室長及び室員を置く。室長及び室員は、室を共同利用する教職員のうちから防衛大学校長(以下「学校長」という。)が指名する。
- (2) 室長は、学校長の命を受け執務をつかさどる。
- (3) 室員は、室長の命を受け執務に従事する。
- (4) 室長は、室の管理運営に関し必要と認めるときは、委員会を置くことができる。

- 5 室長の任期
室長任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。

